

# ○西紋別地区環境衛生施設組合職員住宅貸付料基準規程

〔昭和52年12月1日〕  
規程第1号

改正 昭和53年3月31日 規程第1号

(原則)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合職員住宅管理規則第5条の規定による貸付料の月額額は、別表第1の基本料に別表第2の附加料金を加算した金額とする。

(計算方法)

第2条 別表第1の基本料算定について、附属建物の換算面積を合算した後、1平方メートル未満の端数は四捨五入により計算する。

(額の決定法)

第3条 月額貸付料に100円未満の端数が生じた場合は、四捨五入するものとする。

(経過年数の決定法)

第4条 別表第1の建物経過年数は、毎年4月1日現在によるものとする。ただし、建物の改造による経過年数の変更は、組合長の査定による。

(附属建物の取扱)

第5条 本屋に含まれ、又は接続する附属建物部分は、本屋にその面積を加算する。

2 本屋より独立している附属建物の面積はその2分の1相当面積を本屋に加算する。

3 バラック建の附属建物は、独立建物、接続建物の区別なく、その面積の5分の1相当面積を本屋に加算する。

4 附属建物の面積換算について、前各項により難いと認められるときは、別に組合長が査定する。

(附加料金の計算)

第6条 庭園及び建物敷地の面積は、実測値がある場合を除き、組合長の査定する面積を採用する。敷地界が判明しないときの建物敷地は、建坪の1.5ないし2倍を敷地面積とみなすものとする。

(調整率の採用)

第7条 職員住宅の増改築その他の事情により、同種住宅の貸付料に不合理性が生じたとき組合長は、別途調整率を採用して貸付料の均衡を計るものとする。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

住 宅 基 本 料

1 m<sup>2</sup>当り月額

鉄筋コンクリート造		セラミックブロック造		コンクリートブロック造		木造簡易耐火構造	
経過年数	月額	経過年数	月額	経過年数	月額	経過年数	月額
年未満	円	年未満	円	年未満	円	年未満	円
10							
20							
30							
40							
50							
60							

別表第 2

附 加 料

1 浴室設備附加料	浴槽 1 基	200 円
	風呂釜 1 基	200 円
	計	400 円
2 建物敷地附加料	1 m <sup>2</sup> ～2 円～3 円 (市街地区)	
3 庭園附加料 (造園したもの)	1 m <sup>2</sup> ～3 円～5 円	
4 投資住宅貸付料調整率		
52 年度建設	1.00	
53 年度建設	1.06	
54 年度建設	1.18	
55 年度建設	1.24	
56 年度建設	1.30	
57 年度建設	1.36	
58 年度建設	1.42	
59 年度建設	1.48	
60 年度建設	1.54	
61 年度建設	1.60	